

山梨大学医学部附属病院を地域災害拠点病院に指定するの件

現在、本県では、災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度な診療機能を有し、被災地からの傷病者の受入・搬送拠点となる「地域災害拠点病院」を県内に9病院、また、それらの機能を強化し、医療従事者の訓練や研修機能、傷病者の広域的な緊急搬送をコントロールする機能を担う「基幹災害拠点病院」として県立中央病院を指定している。

能登半島地震では、幹線道路の寸断により被災地支援が滞ったことから、災害に強い中央自動車道や新山梨環状道路へのアクセスが容易な大学病院を指定することにより、災害時の活動拠点を確保するため、山梨大学医学部附属病院を新たに地域災害拠点病院に指定したい。

なお、指定に伴い山梨県地域保健医療計画の該当箇所については必要な変更を行うこととする。

1 災害拠点病院

災害発生時に、傷病者の受け入れ、DMATの活動拠点、他の医療機関への人的な支援等を行う地域の中核病院

<現状の災害拠点病院（10病院）>

- ・ 基幹災害拠点病院（県立中央病院）
- ・ 地域災害拠点病院（市立甲府病院、白根徳洲会病院、韮崎市立病院、山梨厚生病院、笛吹中央病院、富士川病院、富士吉田市立病院、大月市立中央病院、都留市立病院）

2 新たに指定する施設の概要

- (1) 名称 国立大学法人山梨大学医学部附属病院
- (2) 所在地 中央市下河東1110
- (3) 開設者 国立大学法人山梨大学 学長 中村 和彦
- (4) 管理者 病院長 木内 博之
- (5) 病床数 618床（一般578床）

3 指定に向けた要件の充足状況

資料2-2のとおり

災害拠点病院の指定要件の充足状況

(山梨大学医学部附属病院)

災害拠点病院指定要件	適否	摘 要
(1) 災害拠点病院として必要な運営体制		
① 24時間緊急対応し、災害発生時に被災地内の傷病者等の受入れ及び搬出を行う体制	○	
② 災害発生時に被災地からの傷病者の受入れ拠点となること	○	
③ D M A T を保有し、派遣体制があること	○	29名の隊員が所属し、4チーム編成可能
④ 救命救急センター又は二次救急医療機関であること	○	二次救急医療機関
⑤ 業務継続計画の整備及び当該計画に基づく被災した状況を想定した研修及び訓練の実施	○	BCP策定済み、また、毎年、BCPに基づく大規模なトリアージ訓練を実施している
⑥ 地域の第二次救急医療機関及び地域医師会、日本赤十字社等の医療関係団体とともに定期的な訓練の実施	○	上記訓練には、近隣の医療機関、団体等も参加
⑦ 災害時における地域の医療機関への支援体制	○	
(2) 災害拠点病院として必要な施設		
① 病室、ICU、診察室、検査室、レントゲン室、手術室、人工透析室等救急診療に必要な部門の設置	○	
② 診療機能を有する施設が耐震構造であること	○	病棟は免震構造、その他の建物は全て耐震構造である。
③ 通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等の保有	○	発電能力合計3,600kw/h (①1,200kw×2台、②600kw/h×2台)を有する自家発電設備(重油)を所有しており、要件を満たしている。
④ 平時から必要な設備に自家発電機等から電源が確保されていることや非常時に使用可能なことの検証	○	年に1回、電源を自家発電に切り替えて試験を行っている。
⑤ 浸水想定区域に所在する場合は、風水害が生じた際の被災を軽減するため、止水板等の設置による止水対策や自家発電機等の高所移設、排水ポンプ設置等による浸水対策を講じること	○	受電施設や自家発電格納場所については、浸水時に備えて嵩上げを行っている。入院患者については、浸水時には垂直避難が可能。
⑥ 災害時に少なくとも3日分の病院の機能を維持するための水の確保	○	井戸設備及び濾過設備を整備により、必要な水の確保が可能。
⑦ 原則として、病院敷地内にヘリコプターの離着陸場を有すること	○	屋上ヘリポートを所有している。また、非常時には併設する駐車場・グラウンドを利用し、大型ヘリの離着陸も可能。
⑧ 敷地内が困難な場合、非常時に使用可能な航空法の基準を満たす離着陸場を確保し、患者搬送用の緊急車両を有すること		
(3) 災害拠点病院として必要な設備		
① 衛星電話の保有及び衛星回線インターネット環境の整備	○	受信機を院外に設置し、ケーブルを延長することで対応可能。
② 広域災害・救急医療情報システム(E M I S)への登録	○	
③ 災害時に多発する重篤救急患者の救急医療を行うために必要な診療設備	○	
④ 患者の多数発生時用の簡易ベッド	○	
⑤ 自己完結型の医療に対応可能な携帯型医療資機材、応急医薬品、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品等	○	
⑥ トリアージ・タグ	○	
⑦ D M A T や医療チームの派遣に必要な資機材等の搭載可能な緊急車両	○	

災害拠点病院の指定要件の充足状況

(山梨大学医学部附属病院)

災害拠点病院指定要件	適否	摘 要
(4) 災害拠点病院として必要な備蓄		
① 自家発電機等の燃料について3日分程度を確保しておくこと	○	1週間程度の対応が可能
② 食料、飲料水、医薬品等について3日分程度を備蓄しておくこと	○	
③ 食料、飲料水、医薬品、燃料等について、地域の関係団体・業者との協定締結による災害時の優先供給体制	○	
(5) その他（災害拠点病院として有することが望ましい基準）		
① ヘリコプター搬送時に、同乗する医師を派遣できること	○	
② 患者の多数発生時に対応可能なスペースを有すること	○	
③ 簡易ベッド等の備蓄スペースを有すること	○	
④ 病院機能を維持するために必要な全ての施設が耐震構造であること	○	
⑤ 少なくとも3日分の容量の受水槽の保有又は停電時にも使用可能な地下水利用のための井戸等設備の整備	○	
⑥ 複数の通信手段を保有していること	○	
⑦ 食料等の備蓄は、災害時に多数の患者が来院することや職員が帰宅困難になることを想定しておくこと	○	
⑧ ヘリコプターの離発着場は航空法による非公共用ヘリポートであること	○	

< 医務課による事前審査結果 >

- ・ 南海トラフ地震や首都直下地震等に備えて、山梨県内の医療救護体制の更なる強化が必要であること。
- ・ 災害拠点病院の要件についても、全ての要件を充足していることが確認できたこと。
- ・ 山梨大学医学部附属病院は、災害時に重篤患者が収容可能な病院で実態としては災害拠点病院と同等の機能があること。

以上のことから、山梨大学医学部附属病院を地域災害拠点病院として指定することが適当と判断した。

山梨県内の災害拠点病院等

地域災害支援病院(中北)
(独)国立病院機構 甲府病院
(独)地域医療機能推進機構 山梨病院
甲府共立病院
武川病院
貢川整形外科病院
三枝病院
赤坂台病院
竜王リハビリテーション病院
高原病院
宮川病院
北杜市立塩川病院
北杜市立甲陽病院
韮崎相互病院
巨摩共立病院

中北医療圏

韮崎市立病院

峡東医療圏

県立中央病院
(基幹災害拠点病院)

地域災害支援病院(峡東)
加納岩総合病院
塩山市民病院
甲州市立勝沼病院
山梨市立牧丘病院
富士温泉病院
甲州リハビリテーション病院
石和温泉病院
石和共立病院
一宮温泉病院

山梨厚生病院

笛吹中央病院

白根徳洲会病院

山梨大学医学部附属病院

市立甲府病院

大月市立中央病院

富士・東部医療圏

地域災害支援病院(富士・東部)
上野原市立病院

峡南医療圏

富士川病院

地域災害支援病院(峡南)
市川三郷病院
飯富病院
身延山病院
峡南病院
しもべ病院

山梨赤十字病院
(基幹災害支援病院)

富士吉田市立病院

小瀬スポーツ公園
(広域搬送拠点臨時医療施設)

- 基幹災害拠点病院
- 地域災害拠点病院
- 基幹災害支援病院
- ☆ 広域搬送拠点臨時医療施設

